

パートナーシップ制度導入自治体の要綱の内容例

自治体名称	札幌市	鹿沼市(栃木県)	三田市(兵庫県)	富田林市(大阪府)	鴻巣市(埼玉県)	亀岡市(京都府)	生駒市(奈良県)	明石市(兵庫県)	徳島市(徳島県)
人口(R3.1月)	1,961,575	96,277	110,737	109,920	117,995	87,847	118,906	304,328	252,093
制度名	札幌市パートナーシップ宣誓制度	鹿沼市パートナーシップ宣誓制度	三田市パートナーシップ宣誓制度	富田林市パートナーシップ宣誓制度	鴻巣市パートナーシップ宣誓制度	亀岡市パートナーシップ宣誓制度	生駒市パートナーシップ宣誓制度	明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度	徳島市パートナーシップ宣誓制度(ファミリーシップ宣誓含む)
施行日	平成29年6月1日	令和元年6月3日	令和元年10月11日	令和2年7月1日	令和2年12月1日	令和3年3月1日	令和3年4月1日	令和3年1月8日	令和2年4月1日
趣旨(目的)	第1条 この要綱は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持つことができるまちの実現を目指し、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。	第1条 この要綱は、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針に定める基本理念に基づき、全ての市民の人権が尊重される明るい社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、多様な生き方や個性、価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現をめざし、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。	第1条 この要綱は、富田林市人権尊重のまちづくり条例(平成13年富田林市条例第18号)の趣旨に基づき、一人ひとりの多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らすことができるまちの実現に向けた取組の一助として、性的マイノリティでパートナーシップ関係にある旨の宣誓(以下「パートナーシップの宣誓」という。)の証明に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この告示は、誰もがその人権を尊重され、多様性を認め合いながら、共に生きる社会の実現を目指すため、パートナーシップにある2人がその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この要綱は、LGBTQ+がその人権を尊重され、自己実現を通じて生きがいを感じられる、平等で公正な誰もが生きやすい社会の実現に向けて、パートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。	第1条 この要綱は、市民一人ひとりが自分らしく生きることができ、多様性を認め合い、つながり、個人が尊重される共生社会の実現を目指し、性的マイノリティに係るパートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この要綱は、すべての市民が、SOGIEにかかわらず、自分自身を大切に、自分らしく生き、互いを認め合える「ありのままがあたりまえのまち」の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの届出に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。	第1条 この要綱は、徳島市人権条例の理念に基づき、互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会を目指すため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。
	第2条 「性的マイノリティ」「パートナーシップ」「宣誓」	第2条 パートナーシップ宣誓	第2条 パートナーシップ宣誓	第2条 性的マイノリティパートナーシップ	第2条 パートナーシップ宣誓	第2条 LGBTQ+「パートナーシップ関係」	第2条 「性的マイノリティ」「パートナーシップ」「宣誓」	第2条 SOGIEパートナーシップ・ファミリーシップ	第2条 パートナーシップ宣誓
宣誓対象者の要件	第3条 (1)双方が20歳以上 (2)双方が市内在住、一方が市内在住で他方が転入予定、双方が転入予定 (3)双方に配偶者がいない及び宣誓者以外とパートナーシップ関係にないこと	第3条 (1)双方が20歳以上 (2)双方が市内在住(同一住所)、一方が市内在住で他方が当該住所へ転入予定、双方が転入予定(同一住所) (3)双方に配偶者(事実婚、同様の関係を含む)がいない (4)宣誓者相手以外とパートナーシップがない (5)近親者でない (6)養子縁組をしていない	第3条 (1)成人 (2)本市域内に住所がある(転入予定含む) (3)配偶者がいない且つ宣誓者以外とパートナーシップ宣誓または登録がない (4)民法により婚姻することができない者同士でない	第4条 (1)両当事者が成人 (2)少なくともいずれか一方が市内に住所がある(転入予定含む) (3)ともに婚姻しておらず、かつ、当該関係以外とパートナーシップ関係にないこと (4)民法により婚姻することができない者同士でない	第3条 (1)成年 (2)市内に住所がある(一方が市内に住所を有し他方が転入予定含む) (3)先生希望者同志が同居または同居予定 (4)配偶者がいない (5)宣誓者相手以外とパートナーシップがない (6)近親者でないこと	第3条 (1)民法で定める成年 (2)市内に住所がある。一方が市内に住所を有しかつ1月以内に他方が転入予定	第3条 (1)民法で定める成年 (2)双方市内に住所がある。一方が市内に住所を有しかつ1月以内に他方が転入予定 (3)配偶者(事実婚、同様の関係を含む)がいない及び宣誓者以外パートナーシップ関係にない。 (5)近親者(民法により婚姻することができない)でない	第3条 (1)民法で定める成年 (2)いずれかが本市に住所がある(転入予定含む) (3)ともに配偶者がいない(事実婚同様の関係を含む) (4)ともに宣誓者相手以外とパートナーシップ関係がない (5)近親者でないこと	第3条 (1)成年 (2)本市に住所がある(転入予定含む) (3)配偶者がいない且つ宣誓者以外とパートナーシップ宣誓または登録がない (4)近親者でないこと
	第4条 宣誓方法 1宣誓しようとするものが揃って市職員の面前で宣誓書に自ら記入し市長に提出 2住民票及び独身を証明する書類 3宣誓日時を事前に調整 4市民文化局男女共同参画室にて受領 5宣誓書に自ら署名できない場合は本人立ち合いのもと他者が代書	第4条 1宣誓しようとする者が宣誓書を市長に書類を添えて提出 ①住民票の写し②マイナンバーカード、運転免許証③戸籍謄本(全部)、婚姻要件具備証明書④その他市長が必要と認める書類 2本人確認 3転入予定の場合転入予定日から14日以内に転入証明書または住民票を提出 4書類が提出できない場合は市長に申し出る	第4条 1宣誓しようとする者が宣誓書を市長に書類を添えて提出 ①住民票の写し(転入予定の場合は事実が確認できるもの)②全部事項証明書③宣誓しようとする者の本人確認資料の写し④その他市長が必要と認める書類 2宣誓書には自ら署名。できないと市長が認めるときはこの限りではない。	第5条 1宣誓書に所定事項類を自署し、次の書類を添付し市長に提出。1①住民票の写または住民票記載事項証明書②共に市内に住所がない場合は少なくともいずれか一方が転入を予定していることが分かる書類③婚姻していないことを証明する書類 2一方又は双方が宣誓書に自署することができない場合は、職員・当事者立ち合いの上で当事者以外に代筆させることができる 3次のいずれか提示①マイナンバーカード②旅券③運転免許証④官公署が発行した免許証、許可証または登録証明で本人の顔写真が添付されたもの④その他市長が必要と認める書類 4通称を使用できる	第4条 1あらかじめ宣誓する日を市長に申し出、市職員の面前で宣誓書に自ら記入し書類を添えて提出。自ら記入ができないと市長が認める場合は代筆 ①住民票の写し(転入)予定の場合はその事実が分かる書類②婚姻していないことを証明する書類 2前項但書は7条8条も同様 3市長が認めたときは通称名をしようできる 4いずれかを提示し本人確認 ①マイナンバーカード②旅券③運転免許証④官公署が発行した免許証、許可証または登録証明で本人の顔写真が添付されたもの⑤その他市長が適当と認める書類 5宣誓は市長が指定する場所で行う	第4条 1二者が所定の事項を自署した宣誓書に書類を添付し市長に提出①住民票の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し②婚姻していないことを証明する書類③市内への転入予定を証明する書類④双方の顔写真データ(宣誓書受領証に顔写真添付希望の場合) 2一方又は双方が自署できないと認めるときは市職員立ち合いのもと代筆させることができる。 3本人確認のためにいずれかを提示①個人番号カード②旅券③運転免許証④官公署が発行した免許証、許可証または登録証明で本人の顔写真が添付されたもの 4市長は宣誓日時を事前に調整する	第4条 1宣誓書と確認書に所定事項を自ら記入し書類添付し持参のうえ市長に提出①住民票の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し②婚姻していないことを証明する書類③市内への転入予定を証明する書類④その他市長が必要と認める書類 2市長が必要ないと認めたと認めるときは市職員立ち合いのもと代筆させることができる。 3一方又は双方が自署できないと認めるときは市職員及び当事者双方の立ち合いのもと代筆させることができる。	第4条 1市長が定める届出書に書類を添えて提出①住民票の写し、その他現住所を証明する書類(転入予定の場合は事実を確認できる書類)②個人番号カード、運転免許証、その他、官公署が発行した免許証、許可証または登録証明で本人の顔写真が添付されたもの③戸籍抄本または戸籍全部事項証明書、婚姻要件具備証明書、その他配偶者がいないことを証明する書類④その他市長が必要と認めるもの	第4条 1市長が定める届出書に書類を添えて提出①住民票の写し、その他現住所を証明する書類(転入予定の場合は事実を確認できる書類)②個人番号カード③旅券④運転免許証⑤官公署が発行した免許証、許可証または登録証明で本人の顔写真が添付されたもの④市長が適当と認める書類
宣誓の方法	第5条 ①個人番号カード②旅券③運転免許証④官公署が発行した免許証、許可証または登録証明で本人の顔写真が添付されたものを提示	第4条2項 戸籍法の第27条の2第1項の規定の例による	第4条1項3号 (再掲)本人確認資料の写しを提出	第5条3項 (再掲)次のいずれか提示①マイナンバーカード②旅券③運転免許証④官公署が発行した免許証、許可証または登録証明で本人の顔写真が添付されたもの	第4条4項 (再掲)いずれかを提示し本人確認①マイナンバーカード②旅券③運転免許証④官公署が発行した免許証、許可証または登録証明で本人の顔写真が添付されたもの⑤その他市長が適当と認める書類	第4条3項 (再掲)本人確認のためにいずれかを提示①個人番号カード②旅券③運転免許証④官公署が発行した免許証、許可証または登録証明で本人の顔写真が添付されたもの	第5条 いずれかの書類の提示 ①個人番号カード②旅券③運転免許証④官公署が発行した免許証、許可証または登録証明で本人の顔写真が添付されたもの 提示できない場合は市長が適当と認める書類	第4条1項2号 個人番号カード、運転免許証、その他、官公署が発行した免許証、許可証または登録証明で本人の顔写真が添付されたもの	第4条2項 (再掲)市長は本人と確認するため書類のいずれか提示を求める①個人番号カード②旅券③運転免許証④官公署が発行した免許証、許可証または登録証明で本人の顔写真が添付されたもの④市長が適当と認める書類
	本人確認	第4条1項2号 個人番号カード、運転免許証、その他、官公署が発行した免許証、許可証または登録証明で本人の顔写真が添付されたもの	第4条2項 (再掲)市長は本人と確認するため書類のいずれか提示を求める①個人番号カード②旅券③運転免許証④官公署が発行した免許証、許可証または登録証明で本人の顔写真が添付されたもの④市長が適当と認める書類						

パートナーシップ制度導入自治体の要綱の内容例

自治体名称	札幌市	鹿沼市(栃木県)	三田市(兵庫県)	富田林市(大阪府)	鴻巣市(埼玉県)	亀岡市(京都府)	生駒市(奈良県)	明石市(兵庫県)	徳島市(徳島県)
人口(R3.1月)	1,961,575	96,277	110,737	109,920	117,995	87,847	118,906	304,328	252,093
制度名	札幌市パートナーシップ宣誓制度	鹿沼市パートナーシップ宣誓制度	三田市パートナーシップ宣誓制度	富田林市パートナーシップ宣誓制度	鴻巣市パートナーシップ宣誓制度	亀岡市パートナーシップ宣誓制度	生駒市パートナーシップ宣誓制度	明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度	徳島市パートナーシップ宣誓制度(ファミリーシップ宣誓含む)
施行日	平成29年6月1日	令和元年6月3日	令和元年10月11日	令和2年7月1日	令和2年12月1日	令和3年3月1日	令和3年4月1日	令和3年1月8日	令和2年4月1日
受領証・証明書の交付	第6条 宣誓書受領証	第5条 宣誓証明書	第6条 宣誓書受領証、宣誓書受領証カード	第6条 宣誓書受領証	第5条 宣誓証明書、宣誓証明カード	第5条 宣誓書受領証	第7条 宣誓証明書、宣誓証明カード	第5条 届出受理証明書	第6条 宣誓書受領証、宣誓書受領証カード
受領証の再交付	第7条 紛失・毀損等		第7条 紛失・毀損・汚損等	第7条 紛失・毀損等	第6条 紛失・毀損・汚損、氏名等の変更	第8条 変更届出、顔写真の変更、紛失・毀損	第8条 紛失・汚損・破損、住所・氏名等の変更	第7条 紛失・汚損・破損、氏名の変更、子に関する記載の追加	第8条 紛失・汚損・破損、改姓・改名
受領証の返還	第8条 ①当事者の意思により解消②一方が死亡③一方又は双方が市外へ転出	第7条 1②パートナーシップの解消③一方が死亡④要件が満たされなくなった時 2宣誓を市長に返還 3届出が本人と確認できないときは届け出があったことを通知 ※変更と返還について規定	第9条 ①宣誓者の意思により解消②双方が市外へ転出	第8条 ①宣誓者の意思により解消②一方が死亡③ともに市内に住所を有さない④婚姻⑤要件に該当しないことが発覚	第7条 ①当事者の意思により解消②要件に該当しなくなった時③一方が死亡	第9条 ①宣誓者の意思により解消②一方が死亡③双方が市内に住所を有さない又は婚姻、他とパートナーシップ関係となった時④要件に該当しないことが判明	第9条 ①宣誓者の意思により解消②一方が死亡③双方が市内に住所を有さない又は婚姻、他とパートナーシップ関係となった時④要件に該当しないことが判明	第9条 ①パートナーシップ等が解消②双方が市外へ転出④婚姻、他とパートナーシップ関係となった時	第9条 ①宣誓者の意思により解消②一方が死亡③一方または双方が市外へ転出④婚姻、他とパートナーシップ関係となった時
通称名の使用	第9条 使用できる	第6条 使用できる	第5条 使用できる	第5条第4項 使用できる	第5条第4項 使用できる	第6条 使用できる	第6条 使用できる	第10条 使用できる	第5条 使用できる
子に関する記載								第6条 双方又は一方と共に暮らす未成年の子どもがいる場合で子との関係性の記載を希望するときは子に関する届出書に、年齢及び同居の事実が関係を確認できる書類を添えて提出	第7条 一方又は双方と共に暮らす未成年の子どもがいる場合で子との関係性の記載を希望するときは子に関する届出書に、関係を確認できる書類、年齢及び同居の事実が確認できる書類を添えて提出
内容の変更		第7条 ①住所、氏名等の変更 ※変更と返還について規定	第8条 1届出内容に変更		第6条 再交付で対応	第7条 1届出内容に変更 2顔写真を変更しようとするとき(前年から5年の経過が必要)	第8条 再交付で対応	8条 1届出内容に変更	第8条 再交付で対応
取消・無効		第8条 ①パートナーシップをへ宣誓する意思がない ②要件を満たしていない					10条 ①偽りその他の不正な手段により宣誓をうけたとき ②証明書または証明カードを不正に利用したとき いずれかに該当が判明したときは証明書及び証明カードを直ちに市長に返還		
宣誓書の保存	第10条 10年間保存 返還、破棄を希望するときは廃棄	第11条 長期保存				第11条 期間を定めず保管		第14条 30年間保存	
補則	第11条 要綱に定めるもののほか、必要な事項は市民文化局長が別に定める。	第12条 12条要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。	第10条 要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。	第10条 (委任) 要綱に施行に関し必要な事項は市長が別に定める。	第11条 (その他) 告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。	第13条 (その他) 要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。	第11条 (施行の細目) 要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。	第15条 要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。	第11条 (その他の事項) 要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。
その他		第9条 市の施策 不当な理由により差別をしない 第10条 市民及び事業者への周知 周知啓発に努める		第3条 一般原則 当事者へ十分配慮する 第9条 庶務 人権政策担当課が行う	第8条 協定市町村との相互利用 相互利用を締結している市町村間での利用 第9条 事務の所管 総務部やさしさ支援課において行う 10条 施策の推進に当たっての配慮 プライバシーに十分配慮	第10条 情報の管理 個人情報の保護 第12条 本市施策の推進に当たっての配慮 当事者に十分配慮		第11条 個人情報の取扱い 第12条 市の施策推進 SOGIEにかかわらず安心して、ありのまま暮らすことのできる町の実現を目指した施策を行う 第13条 市民及び事業者への周知 社会活動の中で最大限に尊重され公平かつ適切場対応が行われるよう制度の周知に努める。	